



おうち保育園

おおつか

入園のしおり (重要事項説明書)

●保育理念（私たちがしたいこと）

私たち保育園は、みんなの未来をつくることに自ら参加し、貢献し、そして楽しむ心を育みます。

*この理念を実現するための保育を私たちはシチズンシップ保育と呼びます。

<シチズンシップ保育ってどんな保育？>

私たちは、みんなを思いやりながら自分たちの未来を変えていける力を育むために、共感性・内発性・創造性を伸ばしていく保育を「シチズンシップ保育」と呼んでいます。

●保育目標（私たちが目指す子どもの姿）

自分の気持ちを大切にし 他者の気持ちも大切にする子ども（共感性）
自らの内なる声を聴き 主体的に動く子ども（内発性）
自由に考え 創造する子ども（創造性）

●私たちが大事にしている価値観（フローレンス保育クレド）

- ・保護者のみなさまへ
保護者をお客様ではなくクルー（共に船をこぐ乗組員）と考えます。
- ・子どもたちへ
子どもたちの自己肯定感を育むことに全力を尽くします。
- ・保育者として
常に最高の保育に向かって学び続けるプロです。
- ・保育チームとして
子どもを育む最高のチームです。

●私たちが考えるインクルーシブ保育方針

「おうち保育園／みんなのみらいをつくる保育園の保育を一緒に」
"知る"経験を通して、人としてのつながりが生まれ、心寄せあい、生きあう。

「その子にとってどうか」の視点をいつも大切にしながら、保育・看護・調理等様々な専門領域をかけあわせたチーム全員で、保育の中で、子どもの育ちを見守ります。
みんな一緒にいる社会。それが当たり前の社会を願って。

※2024年4月現在、おうち保育園あさがや・えいふく町（杉並区）では、医療的ケアを必要とするお子さんの入園受け入れを開始いたしました。

※入園受け入れの対応可能な医療的ケアの範囲は自治体のガイドラインに則り、定めております。

(1) 施設の概要

●おうち保育園おおつか

- 【種別】 小規模保育事業 A 型
【開設】 2015 年 4 月 1 日
【所在地】 〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&S ビル 101 号室
【最寄り駅】 JR 山手線「大塚」駅（徒歩 3 分）
【電話番号】 03-6912-9960
【HP】 <https://mirai.florence.or.jp/>
【施設長】 大森真由美
【対象年齢】 0 歳児（生後 57 日～）～2 歳児
【定員】

合計	0 歳	1 歳	2 歳
12 人	0 人	6 人	6 人
		12 人	

【自己評価】 保護者アンケートによる自己評価を毎年 2 回実施し、サービス内容の向上に努めます。

●運営団体：特定非営利活動法人フローレンス

- 【代表者】 代表理事 赤坂 緑
【所在地】 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 1-14-1 KDX 神保町ビル 4F
【電話番号】 03-6811-0906
【HP】 <https://florence.or.jp/>

(2) 職員体制

施設長	1 人（常勤 1 人、非常勤 0 人） 職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
保育士	5 人以上（常勤 3 人以上、非常勤 2 人以上） 保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
調理員	1 人以上（常勤 0 人、非常勤 1 人以上） 本部栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
看護師	1 人以上（医療的ケア児受け入れのある園）
保育ソーシャルワーカー	1 人（常勤 0 人、非常勤 1 人） 園児・保護者・保育者にいたるまで適宜相談に応じ、相談者に情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への連絡調整等を行う。
嘱託医	1 人（常勤 0 人、非常勤 1 人） 当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。
嘱託歯科医	1 人（常勤 0 人、非常勤 1 人） 当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(3) 開園日・開園時間

【開園日】 月曜日～土曜日

【閉園日】 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

※その他自然災害等で開園が著しく困難なときは休園する可能性があります。

【保育提供時間】 7:15～19:15

＜保育標準時間＞ 7:15～18:15（延長保育時間：～19:15）

＜保育短時間＞ 7:15～18:15のうち8時間（延長保育時間：契約時間以外の時間）

【こどもつながる定期預かり事業】

曜日：火曜日、木曜日

保育時間：午前9時から午後5時まで

利用時間：1日8時間以内、月2回まで（利用曜日は固定）

【利用に際しての注意事項】

- ・お迎えは原則として保護者が行ってください。代理人（原則18歳以上）の場合は必ず事前にその方の関係とお名前をお知らせください。その際身分証を提示していただく可能性があります。
- ・当日に欠席する場合、又は登園が遅れる場合は速やかに電話にてご連絡ください。ご連絡がない欠席の場合は、園からご確認の連絡をさせていただく場合があります。
- ・お迎えが遅れる場合は、必ず事前に電話にてご連絡ください。
- ・乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために、連絡帳アプリを活用します。家庭での食事・遊び・排泄の状況・覚えたこと・挑戦したことなどの様子を出来るだけ詳細に記入するようにしてください。
- ・登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行い、連絡帳アプリにご記入ください。

(4) 保育料

【基本保育料】 月額2,200円（昼食、おやつ含む）

【延長保育料】 延長保育は利用できません

【その他の料金】

- ・親子遠足の保護者分交通費など、別途実費を徴収させていただくことがあります。その際は連絡帳等で都度お知らせいたします。
- ・生活保護世帯または住民税非課税世帯については自治体が負担しますので、その場合は事前にご申告ください。
- ・アレルギーありのお子さんは昼食、おやつの提供はなく、月額2,000円となります。

●ご請求

- ・保育料等については、口座振替にてご請求いたします。
 - ・基本保育料・月極延長保育料のお支払は当月払い、実費徴収・スポット延長保育料のお支払は翌月払いとなります。
 - ・お引落日は請求月の27日（休日の場合は翌営業日）です。
 - ・保育料以外でお支払いいただきました料金については、領収書を発行いたします。
- ※入園月の保育料は、口座振替または振込となります。
- ※毎月の振替口座は、入園時にインターネットで登録または口座振替依頼書にご記入いただきます。
- ※クレジットカードでのお支払いはお受けしていません。
- ※口座振替ができなかった場合は、翌月に振込をお願いいたします。

(5) 利用の開始と終了

【利用の開始】特定非営利活動法人フローレンスとの面談、契約により、利用を決定・開始します。

【利用の終了】こどもつながる定期預かり事業が終了するとき（2024年9月30日）

その他、通常入園の申込があった場合や、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

（6）緊急時の対応方法

- ・保育の提供中に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等必要な措置を講じます。
- ・保育の提供により事故が発生した場合は、区及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ・事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- ・園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

嘱託医	医療法人社団昭日会 後藤クリニック 東京都豊島区東池袋 2-45-4 メロス学園ビル1階 03-5928-0510
嘱託歯科医	本駒込歯科室 東京都文京区 4-48-3 03-5815-8806
管轄消防署	池袋消防署 東京都豊島区西池袋 2-37-8 03-3988-0119
管轄警察署	巣鴨警察署 東京都豊島区北大塚 1-15-15 03-3910-0110

（7）非常災害対策・災害時の連絡方法

非常災害に関する具体的な計画を立て、災害時には計画に基づき対応します。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。

<保護者の皆様へのごお願い>

- ①園の代表電話番号を、携帯電話やスマホに登録してください。
 - ②「災害用伝言板（web171）」を、携帯電話やスマホにブックマークしてください。
- ※震度4以上の地震の際、伝言を確認できる状態にしておいてください。



「災害用伝言板（web171）」のQRコード

●コドモン

連絡帳アプリ「コドモン」内の連絡機能を利用して、緊急メッセージを送信します。

●緊急時の連絡先

TEL：070-1406-2660（園携帯）070-1467-7761（園携帯）

TEL：080-7065-2074（施設長携帯）

Mail：ouchi-otsuka@florence.or.jp

●災害用伝言板（web171）

※保育園からの伝言を確認する方法

- ①スマートフォン等で「web171」を検索します。（<https://www.web171.jp/>）
- ②検索結果から「災害用伝言板（web171）」のページに入ります。（画面上で英語・ハングル・中国語の切り替えが可能です）
- ③おおつか園の電話番号「0369129960」を入力し、「確認」ボタンを押します。おおつか園からの伝言があれば表示されます。

●災害用伝言ダイヤル（171）

※保育園からの伝言を確認する方法

- ①携帯電話、固定電話、公衆電話などから「171」をダイヤルします。
- ②利用ガイダンスに従って、伝言の再生を行ってください。そのとき、連絡を取りたい地域の電話番号として、おおつか園の電話番号「0369129960」を入力してください。おおつか園からの伝言があれば、再生されます。

（8）虐待の防止について

園児の人権の擁護及び虐待の予防を図るため、施設長を責任者として設置し、体制の整備と職員による利用児童への虐待等の行為を禁止すると共に、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。

保護者に対しては保育を通じた育児負担の軽減と、保育者や保育ソーシャルワーカーの関わりを通じた育児不安の解消に努め、必要に応じて園内外の関係機関と協力していきます。

（9）連携施設

名称	南大塚保育園
事業種別	公設民営
連携協力の概要	保育内容の支援

名称	東池袋第二保育園
事業種別	公設公営
連携協力の概要	保育内容の支援

（10）賠償責任保険の加入状況

事業者は、保育サービスの提供に伴って、事業所の過失により乳幼児の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合は、賠償責任保険の範囲内で保護者に対してその損害を賠償します。

【保険の種類】施設賠償責任保険、傷害保険

【保険の内容】1名/5億円 1事故/5億円

（11）苦情相談窓口

ご相談・苦情・ご意見等ありましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

【苦情受付担当者】大森 真由美（おうち保育園おおつか 施設長） 03-6912-9960

【苦情解決責任者】川口 千里（特定非営利活動法人フローレンス みらいの保育園事業部マネージャー）
03-6811-0906

【第三者委員】宮村 柚衣（ちゃのま保育園代表 03-6658-5296）

※2024年4月より変更になる可能性もございます。変更の場合は、また別途お知らせいたします。

（12）記録の整備について

保育の提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- ・保育の実施に当たっての計画
- ・提供した保育に係る提供記録
- ・自治体への通知に係る記録
- ・保護者からの苦情の内容等の記録

・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(13) 保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育過程に沿って、利用子どもの心身の状況等に応じて保育を提供します。

●おうち保育園の1日の流れ(例)

7:15	●開園～順次登園 ・健康観察 ・自由活動 ・排泄 ・手洗い		●午睡準備 ・排泄 ・着替え
9:30	●朝の会 ・水分補給(おやつ) ・補食	12:30	●午睡
10:00	●活動 ・散歩 ・室内遊び	15:00	●起床 ・排泄 ・健康観察 ・検温
11:00	●活動終了 ・排泄 ・手洗い、うがい (着替え)	16:00	●おやつ
11:30	●昼食 ・配膳 ・片付け	18:15	●延長保育
		18:30	●補食(延長保育の場合・希望者のみ)
		19:15	●閉園

●主な年間行事

4月	・はじめましての会 ・慣らし保育	10月	・ハロウィン
5月	・保護者会 ・親子遠足	11月	・親子で遊ぼう ・保育参観 ・消防署見学
6月	・引取り避難訓練	12月	クリスマス会
7月	・七夕祭り ・水遊び	1月	・お正月遊び ・保育参加
8月	・水遊び ・すいか割り	2月	・節分 ・お別れ遠足
9月	・秋祭り	3月	・ひな祭り ・進級お祝い会

●給食・おやつ

当園では、給食(離乳食、ミルク含む)やおやつを提供いたします。

母乳での授乳を希望される方は別途ご相談ください(冷凍母乳をお預かりすることも可能です)。

※食物アレルギーや食べられない食材がある場合は、**給食・おやつともに提供ができないため、お弁当をご持**

参ください（おやつは任意とします）。

●健康診断

- ・入園後健康診断：年2回、嘱託医による健康診断を行います。（定期預かり事業の方は任意）

※保育中に配慮が必要な既往歴は入園前、入園後も申告が必要です。

持病、アレルギー、けいれん、心臓病、喘息、肘内障の既往歴がある場合は、必ず入園の際にお知らせください。

（14）持ち物

●毎日必要なもの

通園バッグ	1個	以下に記載のある全ての荷物が入る程度の大きさ。
エプロン	2枚	昼食時、おやつ時に使用します。お子さんの成長の状況により、腕まで覆えるもの等のご用意をお願いします。
お手拭用ミニタオル	2枚	年齢が小さいお子さんは、少し多めにご用意ください。
肌着	2枚	
着替え（Tシャツ、ズボン等）	3組	最低3組ずつご用意ください。
おむつ	5～6枚	使用済みのおむつは、園で処分します。
パンツ	3枚	パンツのお子さんのみ
おしりふき	1個	
汚れ物入れ用ビニール袋	2枚	
よだれかけ		お子さんの成長の状況により、数枚ご用意ください。 安全対策として、紐で結ぶタイプではなくホックで止めるタイプをお願いします。
靴下	1足	毎日履いてくる分の他に、ストック用も1足ご用意ください。
靴（お散歩用）	1足	お散歩用の靴がない場合は、登園時に履いてきた靴で対応します。
バスタオル	2枚	1枚はシーツとして、もう1枚は上掛けとして使います。
おねしょシート	適量	必要な方のみ

※必要に応じて多めにご持参いただくこともございます。

（15）持ち物に関する注意事項

●持ち物にはすべて記名をお願いします

洋服や所持品はもちろん、下着や靴下おむつ、靴などにも、消えないように油性マジックなどでしっかり記名してください（裏面や内側の普段見えない部分で結構です）。

同年齢の子どもは似たようなものを身につけていますが、幼い子どもたちには自分の物と他人の物の区別がつかいません。保育スタッフがそれをサポートしますが、記名がないと保育スタッフにも分からない場合があります。小さなものでもしっかり記名しましょう。

洗濯を繰り返すことにより書かれた名前が薄くなってくることがありますので、こまめにチェックしてください。

●寝具・カバー類について

①コット（簡易ベッド）に家庭からご持参いただいたバスタオルを敷きます。上掛けもバスタオルを使用いたします。寒い季節には、上掛け（毛布）のご用意をお願いいたします。

②個々の状況に応じて、おねしょシート等を用意してください。

※すべてに記名をお願いします。

●服装など

- ①子どもが動きやすく、脱ぎ着しやすい衣服をお願いします。ズボンの裾が長い場合などは、縫い付けるか折るなどしてください。
 - ②吊りズボン・裾に紐のついたズボン・ボタンつきの服・フリルやプリーツの多いスカート・紐で結ぶタイプ
のよだれかけ・フードつきの上着につきましては、着用していることで危険が伴うことが予想されますので控えていただきますようお願いいたします。
 - ③園内では素足保育のため靴下を使用しませんので、登園時に靴下入れへ入れてください。お散歩や園外に行く際に使用します（ケガや体調の悪いときはお知らせください）。
 - ④基本的に園に持参する服・着てくる服は、汚れてもよい服をご用意ください。
 - ⑤おむつはご家庭で使用されている紙おむつをお持ちください。（当園では感染予防・衛生管理上、布おむつは使用いたしません）
※おむつを使用しているお子さんのおしりふきはご持参ください。アレルギー等で指定のものがある場合は事前にご連絡ください。また、使用した紙おむつは園で処分します。
 - ⑥着替えが足りなくなった場合は、保育園の服をお貸しします。洗濯後3日以内に手渡しで返却をお願いします。（園の服には、保育園と記名してあります。）
パンツが足りなくなった場合は、園の予備（新品）を使用します。3日以内に新品の物を返却してください。
おむつが足りなくなった場合は、園のおむつを使用いたします。翌日に未使用のおむつをご持参ください。
 - ⑦ケガを防いだり清潔を保つために、手足の爪を常に短く保つようお願いいたします。
- ※子どもたちが着替えの時に困らないよう、保護者による点検・補充をお願いします。
※お金やおもちゃ、キーホルダー、カチューシャなどは園に持ってこないでください。アレルギーや誤飲・誤食、お友だちとのトラブルの原因になります。

（16）園生活について

●子ども同士の噛みつき・ひっかきについて

- ・噛みつき・ひっかきは子どもの発達過程で自我が芽生え、自分の思いをうまく言葉で表現できない時期に子ども同士のつたない気持ちの伝え合いの一つとして生じます。
子どもたちにはそうした時期があること、そしてそれは成長の現れであると私たちは考えています。
- ・噛みつきやひっかきが起きてしまった場合には、背景を踏まえつつ、双方の保護者には事実としてお伝えします。お預かり時間内に発生したことは園の責任であるため、相手のお子さんの名前はこちらからお伝えしていません。
- ・私たちは保育者としてどのお子さん、保護者にも公平な立場です。してしまった子、されてしまった子を加害児・被害児と捉えるのではなく、園の中で繰り返さないために何ができるのか？を1つ1つの場合に対して、子どもたちに寄り添って検討していきます。

（17）保健・衛生

●登園を控えるのが望ましい場合

- ・24時間以内に38℃以上の熱が出た場合や、又は解熱剤を使用している場合。
- ・37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく食事・水分が摂れていないなど全身状態が不良である場合。

※「熱性けいれん」などの既往歴がある場合、事前の面談にて必ず保育スタッフにお伝えください。
※保育中に上記のような体調変化があった場合、お迎えを依頼することがあります。個々の様子に応じて判断いたします。

●指定感染症

厚生労働省の「保育所における感染症ガイドライン」に基づき、指定の感染症（10-11 頁参照）にかかった場合は、他児への感染を予防するため登園禁止になります。必ず保育園に連絡を入れて頂き、許可が出るまでゆっくり休養してください。

治ってから登園する場合は、医師の診察を受け、医師が記入した「意見書」、または医師が診断をして保護者が記入する「登園届」を保育園に提出してください。

※医療機関での文書の発行には、文書料がかかる場合があります。

●医療行為

専用の器具を使って医療行為を行う必要がある場合、園では対応できかねますのでご了承ください。

●病児・病後児保育は行っておりません

病児・病後児保育は行っておりませんが、フローレンス病児保育【保育園プラン】のご利用が可能です。

●清潔（爪、髪、衣類など）

髪の毛や爪の手入れはこまめに行ってください。特に爪は、切り方が雑だったり（切った爪が角ばっている）伸ばしたままにしておくと、お子さんが怪我をしたり、他人を傷つけたりすることがあります。

●予防接種について

乳幼児は抵抗力が弱く、多くの合併症や後遺症を引き起こす危険性があります。また、集団生活ですので感染症も広がりやすい環境です。健康で安全な環境を保ち、感染症の予防・制圧のためにも予防接種のスケジュールを立て、積極的に予防接種をしましょう。なお、予防接種を受けましたら、必ず「いつ・何の予防接種を受けたのか」を保育スタッフへお知らせください。予防接種した医療機関に接種後に登園する場合の留意事項について確認し、お知らせください。また、予防接種当日は体調が変わりやすいため、接種後の登園はお控えください。

●病後の登園時注意事項

①前日（登園前）の体調不良

ご家庭でケガをしたなど、健康上変わったことがあった時は、登園時に必ず受け入れ保育スタッフに口頭でお知らせください。

- ・機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪い など
- ・通院した場合は病院名、病名やケガした箇所と症状

また、以下の症状の場合、登園を控え受診されることをお勧めします。

- ・発熱 24 時間以内に 38℃以上の熱が出ていた
- ・下痢 24 時間以内に 2 回以上の水様便がある
食事や水分を摂ると下痢がある（1 日に 4 回以上の下痢）
下痢に伴い、いつもより体温が高めである
- ・嘔吐 24 時間以内に 2 回以上の嘔吐がある
嘔吐に伴い、いつもより体温が高めである
- ・咳 前日に発熱が無くても、夜間しばしば咳のために起きる
喘鳴や呼吸困難がある

②病気後の保育園への登園

病気やケガの後に登園される時は、医師に「保育園に通っている」ことを話し、登園してもよいかどうかを確認してください（感染症の場合は、医師の登園許可がおりるまで登園禁止です。10-11 頁参照）。持病がある場合は、必ず入園の際にお知らせください（アレルギー、けいれん、心臓病、喘息など）。

<感染症の種類について（学校保健安全法施行規則第 18 条）>

第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症法第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。） ※ 上記に加え、感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症、及び同条第 9 項に規定する新感染症
第二種感染症	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核及び侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

<出席停止の期間の基準>

●第一種の感染症：治癒するまで

●第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く）：次の期間（ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない）

●結核、髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）及び第三種の感染症：病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

<医師の診断は必須ではないが、受診をおすすめする感染症一例>

	病名	感染しやすい期間	登園のめやす
1	伝染性膿痂疹（とびひ）	効果的治療開始後まで	皮膚が全て乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度になってから
2	アタマジラミ	産卵から最初の若虫が孵化するまでの期間は 10～14 日間	駆除を開始後

<医師が記入した「意見書」が必要な感染症一例>

	病名	感染しやすい期間	登園のめやす
3	麻疹（はしか）	症状が出る 1 日前から発疹が出た後 4 日後まで	解熱後 3 日（解熱した日を 0 日目とする）を経過してから
4	風疹	発疹が出る 7 日前から発疹が出た後 7 日くらい	発疹が消失してから
5	水痘（みずぼうそう）	発疹が出る 1～2 日前から発疹がかさぶたになるまで	すべての発疹が痂皮化してから
6	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	症状が出る 3 日前から耳下腺がはれた後 4 日まで	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になってから
7	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、目の充血などがみられる数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
8	流行性角結膜炎（はやり目）	目の充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が強いため結膜炎の症状が消失してから

9	急性出血性結膜炎	症状がある間（ウイルスは便から数週～数ヶ月排泄される）	感染の恐れがないと認められた後
10	結核	痰から菌が出なくなるまで	感染の恐れがないと認められた後
11	百日咳	咳が出始めて2週間くらい（抗菌薬を服用しない場合、咳が出始めてから3週間を経過するまで）	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正の抗菌薬治療が終了した後
12	腸管出血性大腸菌（O-157、O-26、O-111等）	症状がある間（適切な治療を受け、便に菌が出なくなるまで）	症状が治まり、かつ、抗菌薬治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認された後
13	髄膜炎菌性髄膜炎（侵襲性髄膜炎菌感染症）	症状がある間（適切な治療を受け、菌が出なくなるまで）	感染の恐れがないと認められた後

<医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」が必要な感染症一例>

	病名	感染しやすい期間	登園のめやす
14	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24時間以上経過した後
15	RSウイルス感染症	症状が出てから通常3～8日（乳幼児では3～4週も続くことがある）	症状が安定した後
16	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	症状が安定した後
17	ヘルパンギーナ	発症後数日間（便中には1か月程度ウイルスが出続ける）	解熱し、普段の食事がとれることを確認後
18	手足口病	発症後数日間（便中には1か月程度ウイルスが出続ける）	解熱し、普段の食事がとれることを確認後
19	伝染性紅斑（りんご病）	発疹出現前の1週程度	全身状態が安定してから
20	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状がある間と、症状消失後1週間程度（便中には数週間ウイルスが出続ける）	主な症状が消え2日経過してから
21	帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
22	突発性発しん	発熱している間	解熱し、機嫌が良く全身状態が良くなってから
23	インフルエンザ	症状が出る24時間前から症状が出た後の3日程度までが最も感染力が強い	発症後5日（発熱した日を0日目とする）を経過し、かつ解熱後3日（解熱した日を0日目とする）を経過してから

(18) 薬等の取り扱いについて

●日焼け止め・虫さされスプレーについて

必要な場合は、朝ご自宅で塗ってきてください。他の園児へのアレルギー、誤飲の可能性があるので、園での対応はいたしませんのでご了承ください。

●虫除けパッチ・ホクナリンテープについて

子どもが自分で剥がしたり、剥がれてしまったものを他の園児が口に入れる等、誤飲の可能性があるので、園にはつけてこないでください。

●与薬について

当園では、医師が処方した薬に限り、以下手続きにより園でも薬を飲ませることができですが、**できるだけ1日2回ご家庭で与薬**できるようご協力をお願いします。

①与薬依頼書の記入

与薬依頼書には、抜け漏れのないようにご記入をお願いします。

②医師による薬の指示書の持参

薬の指示書は原本をお持ちください。降園時にお返しします。

③1回分のみの薬の持参

シロップタイプの薬であっても、1回分のみに分けてお持ちください。分けられていない場合は、薬をお預かりできません。与薬の事故を防ぐため、ご協力をお願いします。

(19) 乳幼児突然死症候群 (SIDS) について

●SIDS (乳幼児突然死症候群) とは？

それまで元気だった赤ちゃんが事故や窒息ではなく、眠っている間に突然死亡してしまう病気です。平成 30 年には 60 名 (概数) の乳幼児が SIDS で亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第 4 位となっています。そのほとんどが 1 歳未満の乳幼児の赤ちゃんに起きています。

SIDS の予防方法は確立していませんが、あおむけに寝かせるなどのポイントを守ることで、SIDS の発症率が低くなるというデータがあります。詳細は厚労省ホームページをご覧ください。

●参考：SIDS を防ぐためにご家庭でできること

厚生労働省 HP：<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html>

●園児の睡眠時、次のような面に気を配っています

- 子どもを 1 人にしません。
- 午睡中は保育スタッフが見守り、子どものようすを定期的に観察します。
- SIDS チェック表に息があるかの確認を記録しています。
- 敷布団は、固くて通気性のよいものを使っています。
- 枕は使いません。
- ベッドや布団のまわりには、ひもやタオルなど、危険なものは置きません。

(20) 契約内容の変更

●以下のような変更点があった場合、必ず保育園までお申し出ください。

<変更があり次第>

- ・住所、氏名が変わった場合

- ・婚姻、離婚等、家族状況が変わった場合

※変更をされる場合は、余裕をもってお申し出いただくようご協力をお願いいたします。

(21) 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

事業者及び従事するすべての職員は、保育を提供する上で知り得た個人情報や秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。

個人情報は、特定非営利活動法人フローレンスの個人情報管理規程に基づき取扱います。

保護者本人以外の方から、園児の出欠状況や登降園状況、保護者の職場やご家庭などについての問い合わせがあった場合は、一切応じることができませんので、祖父母およびご親戚の方、親しい方にもお伝えください。また、保護者の電話番号は公表しておりません。

当園ではプライバシー保護のため「保育園利用に関する個人情報取得同意書」を作成しております。なお、当園の職員は就労時および退職後も業務上知り得た個人情報やプライバシーについて、一切外部に漏らさないことを書面にて誓約しております。

不特定の部外者（配送業者など）が目にする恐れのある玄関先などには、園児の個人が特定されるような掲示は行いません。園児個人が特定できる園内の写真掲示や作品展示、誕生祝いの掲示などを行う場合には、保育室内など外部から目に触れない範囲において行います。（個人が特定されないよう特段の配慮を望まれる方はお申し出ください）。

また、運営母体である認定 NPO 法人フローレンスでは、「子育てと仕事の両立が当たり前の社会」を目指し、「親子の笑顔をさまたげる社会問題を解決する」ことを目的として積極的にメディアを通して広報活動を行っております。フローレンスの行っている広報活動にご協力をお願いする際、園内で知り得た個人情報の使用許可を依頼することがあります。詳細は、別紙「広報活動に関する写真等利用について」をご確認ください。

当園の職員の個人情報についても管理を徹底しております。職員に係る個人情報、住所や連絡先その他についてはお応えすることはできません。

制定日：2015年4月1日

改正日：2024年2月1日

当園における保育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：おうち保育園おおつか

所在地：東京都豊島区南大塚 3-32-1 大塚 S&S ビル 101 号室

説明者：(職名)

(氏名)

私は、書面に基づいておうち保育園おおつかの利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印（署名でも可）

児童から見た続柄：